

全国漁業信用基金協会

業務方法書

第1章 保証業務

第1節 総則

（保証する債務）

第1条 本協会の保証する債務は、次の各号に掲げるものとする。

（1）本協会の会員たる中小漁業者等（その者が漁業協同組合又は水産加工業協同組合（以下「組合」という。）である場合にあっては、その組合員である中小漁業者等を含む。次条において同じ。）が次に掲げる金融機関（以下「金融機関」という。）から第3条第1号に掲げる資金の借入れ（同条に規定する一般資金に充てるために手形の割引を受けることを含む。以下同じ。）をすることにより当該金融機関に対して負担する債務

イ 農林中央金庫

ロ 信用漁業協同組合連合会

ハ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号の事業を行う漁業協同組合及び同法第93条第1項第1号の事業を行う水産加工業協同組合

ニ 銀行

ホ 信用金庫

ヘ 信用協同組合

（2）水産業協同組合法第11条第1項第3号及び第4号の事業を行う漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫（以下これらを総称して「金融公庫」という。）の委託を受けて中小漁業者等（水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む者に限る。以下この号及び第3条第2号において同じ。）に対する貸付け（以下「委託貸付け」という。）を行った場合であって、当該漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が中小漁業者等の当該借入れによる債務を保証することとなるときのその保証債務（以下「漁協等保証債務」という。）

（被保証人の資格）

第2条 本協会の被保証人たる資格を有する者は、次の各号に掲げる保証の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

（1）前条第1号に掲げる債務に係る保証

会員たる中小漁業者等であって、金融機関から資金を借り入れようとするもの

（2）漁協等保証債務に係る保証

金融公庫と株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「日本政策金融公庫法」という。）第14条第1項又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）第20条第1項の規定に基づき業務の一部を委託する契約（以下「業務委託契約」という。）を

締結している会員たる漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会（以下「受託漁協等」という。）
（保証に係る借入資金の種類）

第3条 本協会の保証に係る借入資金（漁協等保証債務に係る保証にあつては、委託貸付けに係る資金（以下「貸付資金」という。）をいう。）は、次の各号に掲げる保証の区分に応じ、当該各号に定める資金とする。この場合において、第1号ハからリまでに掲げる資金（以下「一般資金」という。）にあつては、手形の割引により融通を受けた資金を含むものとする。

（1）第1条第1号に掲げる債務に係る保証

イ 漁業近代化資金

ロ 沿岸漁業改善資金

ハ 金融公庫資金（組合が、株式会社日本政策金融公庫から日本政策金融公庫法別表第一第8号ヨからソまで、ネ若しくはナに掲げる資金若しくは水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和52年法律第93号）第1項に規定する資金の貸付けを受け、又は沖縄振興開発金融公庫から沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和47年政令第186号）第2条第1号ヨからネまで若しくは第18号に掲げる資金の貸付けを受け、その貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で中小漁業者等に対して貸し付ける資金のうち、水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む者に対して貸し付ける資金をいう。以下同じ。）

ニ 漁業経営改善促進資金（中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号。以下「法」という。）第4条第1項第3号の規定による本協会からの資金の供給を受けて金融機関が貸付けを行う同号に規定する中小漁業者等の経営の改善に必要な資金をいう。以下同じ。）

ホ 公害防止資金

ヘ 災害資金

ト 緊急融資資金（法第77条に規定する資金をいう。以下同じ。）

（イ）一般緊急融資資金（緊急融資資金であつて（ロ）に規定する資金以外のものをいう。以下同じ。）

（ロ）借替緊急融資資金（緊急融資資金のうち中小漁業者等がその債務の整理を行うのに必要な資金として、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第8条第1項に規定する資金並びに平成10年6月19日大蔵省・農林水産省告示第49号（中小漁業融資保証法第77条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を定める件。以下「緊急融資資金告示」という。）第1項から第3項まで、第5項、第6項及び第8項から第13項までに規定する資金をいう。以下同じ。）

チ 事業資金（ハからトまでに掲げる資金を除く。）

リ 生活資金

（2）漁協等保証債務に係る保証

中小漁業者等に対する貸付資金であつて、業務委託契約に定めるもの

（保証の範囲）

第4条 本協会が保証する債務の範囲は、次の各号に掲げる保証の区分に応じ、当該各号に定める範囲とする。

（1）第1条第1号に掲げる債務に係る保証

その保証に係る借入金（手形の割引により融通した資金を含む。）の元本とする。ただし、第7条第2項に規定する経営安定資金にあつては、元本に100分の80を乗じて得た額とする。

- (2) 漁協等保証債務に係る保証
漁協等保証債務に係る元本

- (1 被保証人についての保証の金額の最高限度)

第5条 本協会の1被保証人についての保証の金額の最高限度は、次に掲げる保証の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 漁業近代化資金に係る保証

その者（その者が組合の場合にあつては、その組合の組合員として保証を受ける者を含む。次号及び第3号イからへまでにおいて同じ。）の漁業近代化資金の保証に係る元本の残高の合計額を50で除して得た額が、本協会に対するその者の漁業近代化資金に係る保証のための出資金（その者が会員たる組合の組合員であつて、組合の出資金により保証を受ける場合は、組合の出資金。以下この条（第4号を除く。）において同じ。）の額に相当する額となる場合の保証残高の合計額

- (2) 沿岸漁業改善資金に係る保証

その者の沿岸漁業改善資金の保証に係る元本の残高の合計額を50で除して得た額が、本協会に対するその者の沿岸漁業改善資金に係る保証のための出資金の額に相当する額となる場合の保証残高の合計額

- (3) 一般資金に係る保証

次により算出した額の合計額が、本協会に対するその者の一般資金に係る保証のための出資金の額に相当する額となる場合の保証残高の合計額

イ その者の金融公庫資金の保証に係る元本の残高の合計額を50で除して得た額

ロ その者の漁業経営改善促進資金の極度額に係る保証の額の合計額を50で除して得た額

ハ その者の緊急融資資金の保証に係る元本の残高の合計額を50で除して得た額

ニ その者のカードローンの極度額に係る保証の額の合計額を30で除して得た額

ホ その者の極度貸付事業資金（第3条第1号チに掲げる事業資金であつて、極度貸付けに係るものとして理事会の定めるものをいう。以下同じ。）の極度額に係る保証の額の合計額を50で除して得た額

へ その者のイからホまでの資金以外の一般資金の保証に係る元本の残高（第7条第2項に規定する経営安定資金の保証にあつては元本の残高に100分の80を乗じて得た額とする。以下同じ。）の合計額を50で除して得た額

- (4) 漁協等保証債務に係る保証

その者の漁協等保証債務の保証に係る元本の残高の合計額を50で除して得た額が、本協会に対するその者の漁協等保証債務に係る保証のための出資金の額に相当する額となる場合の保証残高の合計額

- 2 被保証人が会員たる組合の組合員であつて、その組合の出資金により保証を受けるものである場合の当該被保証人についての前項第1号から第3号までに係る保証の金額の最高限度は、保証

に係る元本の残高の額（極度貸付けの保証の場合は当該極度額をいう。）の合計額が9,000万円（漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）第2条第3項第1号の規定に基づき特別の理由がある場合において漁業近代化資金の貸付額につき農林水産大臣又は都道府県知事の承認を受けた場合（20トン未満の漁船に係る融資に限る。）は、その額）となる場合の保証残高の合計額とする。

- 3 前項の場合において、会員たる組合の組合員が漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号）第3条第3号に掲げる者であって、20トン未満の漁船に係る融資を受ける者であるときは、前項の規定にかかわらず、3億6千万円を保証の金額の最高限度額とする。（ただし、漁業近代化資金融通法第2条第3項第1号の規定に基づき漁業近代化資金の貸付額につき農林水産大臣又は都道府県知事の承認を受けた場合は、その額を最高限度額とすることができる。）
- 4 被保証人が総トン数20トン以上の動力漁船を使用して漁業を営む者以外の者である場合（第2項の場合を除く。）の当該被保証人についての保証（緊急融資資金及び漁協等保証債務に係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）の金額の最高限度については、第1項の規定にかかわらず、保証に係る元本の残高の合計額を1,000万円とする。この場合において、漁業近代化資金、沿岸漁業改善資金及び一般資金（緊急融資資金を除く。次項において同じ。）に係る保証を併せ受けるときは、それぞれの資金に係る出資金を要するものとする。
- 5 前項の被保証人についての漁業近代化資金、沿岸漁業改善資金又は一般資金に係る保証のための出資金がそれぞれ5万円を超える場合の保証の金額の最高限度は、それぞれ前項の場合における保証に係る元本の残高の合計額に、次の各号に掲げる保証の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額とする。

(1) 漁業近代化資金に係る保証

その者の漁業近代化資金の保証に係る元本の残高の合計額から前項の漁業近代化資金の保証に係る元本の残高の合計額を控除して得た額を50で除して得た額が、本協会に対するその者の漁業近代化資金に係る保証のための出資金から前項の漁業近代化資金に係る保証のための出資金（5万円）を控除して得た出資金の額に相当する額となる場合の保証残高の合計額

(2) 沿岸漁業改善資金に係る保証

その者の沿岸漁業改善資金の保証に係る元本の残高の合計額から前項の沿岸漁業改善資金の保証に係る元本の残高の合計額を控除して得た額を50で除して得た額が、本協会に対するその者の沿岸漁業改善資金に係る保証のための出資金から前項の沿岸漁業改善資金に係る保証のための出資金（5万円）を控除して得た出資金の額に相当する額となる場合の保証残高の合計額

(3) 一般資金に係る保証

その者の一般資金の保証に係る元本の残高の合計額から前項の一般資金の保証に係る元本の残高の合計額を控除して得た額を第1項第3号イ及びロ、ニからへまでの定めるところにより計算し、その算出された額の合計額が、本協会に対するその者の一般資金に係る保証のための出資金から前項の一般資金に係る保証のための出資金（5万円）を控除して得た出資金の額に相当する額となる場合の保証残高の合計額

- 6 第1項の場合において、会員が組合であるときは、市町村の出資金は、当該市町村が、その指定する組合に、その組合（その組合の組合員として保証を受ける者を含む。）の債務の保証のた

めの出資金の額に加算することとして割り当てた額を、その組合の出資金の額に加算して計算するものとする。

- 7 第1項の場合において、会員が組合であるときは、漁業近代化資金の付保割合の向上に資するための金融機関の出資（漁業近代化資金の付保割合の向上に資する見地から保証債務の額を増大させるために必要な資金として独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）から借り入れた借入金を含む。）は、漁業近代化資金の債務の保証を受けるための組合の出資金の額に加算して計算するものとする。
- 8 第1項の場合において、会員が組合であるときは、信用漁業協同組合連合会（以下この項において「信漁連」という。）の出資金は、当該信漁連が、その指定する組合（当該信漁連へ信用事業譲渡を行った組合に限る。）に、その組合の組合員の債務の保証のための組合の出資金の額に加算することとして割り当てた額を、その組合の出資金の額に加算して計算するものとする。
- 9 前各項の規定にかかわらず、国等により第27条に基づく保証債務の弁済が発生した場合の弁済額又は第33条に基づく求償権の償却に必要な経費のほぼ全額が補填されることが明確になっているものとして理事会が定める資金に係る保証（以下「弁済経費等補填保証」という。）における1被保証人についての保証の金額の最高限度は、理事会が定めるところによるものとする。

第6条 本協会が組合以外の会員たる中小漁業者等（会員たる組合の組合員として保証を受けようとする者を含む。）に対し新たに保証しようとするとき、会員たる組合の組合員たる中小漁業者等に会員たる組合が新たに転貸しようとする場合であって、その転貸に要する資金の貸付けにつき新たに保証しようとするとき及び中小漁業者等に受託漁協等が新たに委託貸付けを行おうとする場合であって、漁協等保証債務につき新たに保証をしようとするときにおいては、会員たる当該中小漁業者等（会員たる組合の組合員として保証を受けた者を含む。）に新たに保証する元本に係る保証の額（極度貸付けの保証にあつては保証に係る極度額）、既に保証（極度貸付けの保証を除く。）をしている額及び極度貸付けの保証に係る極度額、会員たる組合の組合員たる当該中小漁業者等に会員たる組合が新たに転貸する額（極度貸付けの保証にあつては保証に係る極度額）、既に保証（極度貸付けの保証を除く。）を受け転貸している額及び極度貸付けの保証に係る極度額並びに当該中小漁業者等に対する委託貸付けに係る漁協等保証債務につき新たに保証する額及び既に保証している額の合計額（以下「保証等合計額」という。）が次に掲げる金額の合計額に5分の1を乗じて得た額（以下「保証最高限度額」という。）を超えるときは、前条の規定にかかわらず、新たに保証しないものとする。ただし、弁済経費等補填保証に係る場合については、この限りでない。

- (1) 前年度末における本協会の保証債務の弁済に充てるための基金の額（繰越欠損金が発生した場合は、繰越欠損金を控除した額）及び本協会が信用基金から借り入れた借入金（保証債務の弁済に充てるための資金として示されたものに限る。）の額の合計額
- (2) 前年度末における未収保険金
- (3) 前年度末における求償権償却額及び求償権償却引当金
- (4) 前年度末における求償権の残高（信用基金から支払を受けた保険金及び支払を受けることが予定されている保険金の額を除く。）のうち、取立不能の見込額であつて、特別準備金（漁業信用基金協会の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに計算に関する命令（平成20年

- 内閣府・農林水産省令第2号)第44条の特別準備金をいう。)をもって充てる額の合計額
- 2 前項の規定にかかわらず、会員たるリース事業者（水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知。以下「交付等要綱運用通知」という。）第3の2-10（3）イ（エ）に規定するリース事業者をいう。以下同じ。）が中核的漁業者（交付等要綱運用通知第3の2-10（3）イ（オ）aに規定する中核的漁業者をいう。以下同じ。）に漁船を貸し付ける場合に、当該漁船の取得に要する資金の貸付けにつき本協会が保証する額（極度貸付けの保証にあつては保証に係る極度額）については、当該中核的漁業者に係る保証等合計額に加え、当該リース事業者に係る保証等合計額からは除くものとする。この場合において、当該漁船の取得に要する資金の貸付けについては、当該リース事業者の保証等合計額にかかわらず、当該中核的漁業者の保証等合計額が保証最高限度額を超えるときは、新たに保証しないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、会員たるリース事業者（交付等要綱運用通知第3の2-8（5）に規定するリース事業者をいう。以下同じ。）が地域計画に参画する漁業者（交付等要綱運用通知第3の2-8（6）aに規定する地域計画に参画する漁業者をいう。以下同じ。）に漁船・漁具等を貸し付ける場合に、当該漁船・漁具等の取得に要する資金の貸付けにつき本協会が保証する額（極度貸付けの保証にあつては保証に係る極度額）については、当該地域計画に参画する漁業者に係る保証等合計額に加え、当該リース事業者に係る保証等合計額からは除くものとする。この場合において、当該漁船・漁具等の取得に要する資金の貸付けについては、当該リース事業者の保証等合計額にかかわらず、当該地域計画に参画する漁業者の保証等合計額が保証最高限度額を超えるときは、新たに保証しないものとする。

（保証の金額の合計額の最高限度）

第7条 本協会の保証（弁済経費等補填保証を除く。）の金額の合計額の最高限度は、次の各号に掲げる保証の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）漁業近代化資金に係る保証

漁業近代化資金の保証に係る元本の残高に係る保証の額の合計額が漁業近代化資金に係る保証債務の弁済に充てるための基金の額、信用基金から借り入れた借入金（漁業近代化資金に係る保証債務の弁済に充てるための資金及び漁業近代化資金の付保割合の向上に資する見地から保証債務の額を増大させるために必要な資金として示されたものに限る。）の額、漁業近代化資金に係る繰越欠損金の額並びに漁業近代化資金に係る前年度末における求償権償却額、求償権償却引当金の額及び前条第1項第4号に掲げる特別準備金の額の合計額の30倍に相当する額となる場合の保証残高の合計額とする。

（2）沿岸漁業改善資金に係る保証

沿岸漁業改善資金の保証に係る元本の残高に係る保証の額の合計額が沿岸漁業改善資金に係る保証債務の弁済に充てるための基金の額、信用基金から借り入れた借入金（沿岸漁業改善資金に係る保証債務の弁済に充てるための資金及び沿岸漁業改善資金の付保割合の向上に資する見地から保証債務の額を増大させるために必要な資金として示されたものに限る。）の額、沿岸漁業改善資金に係る繰越欠損金の額並びに沿岸漁業改善資金に係る前年度末における求償権償却額、求償権償却引当金の額及び前条第1項第4号に掲げる特別準備金の額の合計額の

30倍に相当する額となる場合の保証残高の合計額とする。

(3) 一般資金等に係る保証

一般資金の保証（極度貸付けの保証を除く。）に係る元本の残高及び極度貸付けの保証に係る極度額に係る保証の額並びに漁協等保証債務の保証に係る元本の残高の合計額が一般資金及び漁協等保証債務（以下この条において「一般資金等」という。）に係る保証債務の弁済に充てるための基金の額、信用基金から借り入れた借入金（漁業経営改善促進資金及び緊急融資資金に係る保証債務の弁済に充てるための資金として示されたものに限る。）の額、一般資金等に係る繰越欠損金の額並びに一般資金等に係る前年度末における求償権償却額、求償権償却引当金の額及び前条第1項第4号に掲げる特別準備金の額の合計額の30倍に相当する額となる場合の保証残高の合計額とする。

2 経営安定資金（金融機関に対する既存の債務の全部又は一部を消滅させるための借入金であって、次の各号に掲げる資金を除くものをいう。以下同じ。）の保証に係る元本の残高に係る保証の額の合計額は、一般資金等に係る保証債務の弁済に充てるための基金の額、一般資金等に係る繰越欠損金の額並びに一般資金等に係る前年度末における求償権償却額、求償権償却引当金の額及び前条第1項第4号に掲げる特別準備金の額の合計額の30倍に相当する額の3パーセントを超えてはならない。

(1) 国又は地方公共団体の補助を受けた負債整理のための資金

(2) 新たな保証付き融資により既存の保証付き融資（既存の保証付き経営安定資金を除く。）の返済を行う資金

（保証に係る借入資金の借入れの期間の最高限度）

第8条 本協会の行う保証に係る借入資金の借入れの期間（手形の割引に係る保証にあつては、手形の割引を受けた時から当該手形の満期までの期間）の最高限度は、漁業近代化資金にあつては漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）第2条第3項第2号による償還期限の最高限度、沿岸漁業改善資金にあつては沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第5条第2項による償還期間の最高限度、金融公庫資金（漁協等保証債務の保証に係る貸付資金を含む。）にあつては、日本政策金融公庫法第12条第2項、第3項又は第4項による償還期限の最高限度、金融公庫資金以外の一般資金にあつては10年とする。ただし、金融公庫資金以外の一般資金について理事会が特に必要があると認めた場合には、この限りではない。

第2節 債務保証業務

（基本契約）

第9条 本協会は、定款及びこの業務方法書に従って行う第1条第1号に掲げる債務に係る保証業務を運営するために必要な事項について、金融機関とあらかじめ基本契約を締結するものとする。

（委託による保証）

第10条 本協会は、貸付けを受けようとする者の委託によって第1条第1号に掲げる債務に係る保証（以下この節において「保証」という。）をする。

2 組合の組合員が組合の組合員としてその組合以外の金融機関に対する債務につき保証を受け

ようとする場合には、その組合の発行したあっせん書又は承諾書を本協会に提出しなければならない。

（保証の申込み）

第11条 本協会に保証を委託しようとする者は、借入れの申込み（極度貸付けの保証を委託しようとする場合にあつては極度貸付けに係る取引契約の申込み。以下この項において同じ。）の際に債務保証委託書を、借入れの申込みをした金融機関に提出するものとする。

2 金融機関がその貸付け又は極度貸付けに係る取引契約につき本協会の保証を受けようとするときは、その債務保証委託書にその金融機関の調査意見を付した債務保証協議書を添付して本協会に送付するものとする。

（保証の承諾及び保証契約の締結）

第12条 本協会は、前条第2項の書類の送付を受けたときは、速やかに審査し、必要があると認めるときは、保証を委託した者について実地に調査するものとする。

2 本協会は、前項の審査又は調査をしたときは、速やかに、保証の諾否を決定し、保証を承諾することを決定したときは、債務保証書とその金融機関に交付し、かつ、保証を委託した者に債務保証承諾書を交付するものとし、保証を拒絶することを決定したときは、その旨をその金融機関及び保証を委託した者に通知するものとする。

3 本協会は、保証を承諾することを決定したときは、被保証人の守るべき条件その他必要な事項につき被保証人から誓約書を徴し又は被保証人と特約を結ぶことができる。

第13条 金融機関は、前条第2項に規定する債務保証書の交付を受けてその保証に係る貸付け（極度貸付けにあつては極度貸付けに係る取引契約。以下この項において同じ。）をしたときは、3日以内に、債務保証付貸付報告書（極度貸付けの保証にあつては極度貸付けに係る債務保証付契約報告書）を本協会に送付するものとする。ただし、債務保証書の発行の日前に行われた貸付けについてはこの限りでない。

（保証契約の変更）

第14条 被保証人は、保証に係る借入れの弁済期限（手形の割引の場合には、支払期限。以下同じ。）その他の事項（当該保証契約の内容たるものに限る。）を変更し、引き続き本協会の保証を受けようとするときは、保証契約変更願書を当該債権者たる金融機関を通じて本協会に提出するものとする。

2 金融機関は、前項の願書を受けたときは、速やかに審査し、適当と認めたときは、保証契約変更願書にその金融機関の調査意見を付した保証契約変更協議書を添付して本協会に送付するものとする。

第15条 本協会は、前条第2項の書類を受けたときは、速やかに審査し、必要があると認めるときは、被保証人について実地に調査するものとする。

2 本協会は、前項の審査又は調査をしたときは、速やかにその変更の諾否を決定し、変更を承諾

することを決定したときは、保証契約変更書を金融機関に交付し、かつ、被保証人に、保証契約変更承諾書を交付するものとし、変更を拒絶することを決定したときは、その旨を金融機関及び被保証人に通知するものとする。

第16条 金融機関は、前条第2項の保証契約変更の承諾に基づいて保証契約の内容たる事項を変更したときは、3日以内にその旨の通知書を本協会に送付するものとする。

（被保証人の守るべき条件）

第17条 本協会は、被保証人又は被保証人から転貸を受ける中小漁業者等が金融機関又は本協会が次に掲げる事項のうち被保証人又は被保証人から転貸を受ける中小漁業者等に対し請求したものの実行を金融機関又は本協会に対し確約し、かつ、確実に実行すると認められる場合に限り、保証をするものとする。なお、(2)については、経営者以外の第三者の個人連帯保証を請求しないことを原則とする。

(1) 担保を提供し、又は担保の提供の予約をすること。

(2) 連帯保証人を立てること。

(3) 担保物件に損害保険を付し、保険金受領権を質入れすること。

(4) 漁業協同組合その他の者に水産物の出荷販売の委託を行い、その販売代金から保証に係る債務の弁済のため毎月積立てを行うこと。

(5) その他金融機関又は本協会が必要と認めた事項

2 本協会は、金融機関が本協会の保証による貸付けを行った後においても、前項に掲げる事項の全部又は一部を被保証人又は被保証人から転貸を受けた者に対し請求することができる。

（保証料）

第18条 保証料は、被保証債務の元本の保証残高（極度貸付けの保証にあつては平均保証残高）につき、漁業近代化資金にあつては年2パーセント以内、沿岸漁業改善資金にあつては年2パーセント以内、一般資金にあつては年2パーセント以内で理事会で別に定める割合を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、保証料を一括して徴収する場合には、理事会で定めるところにより、前項の規定による保証料の額を割引くことができるものとする。

（保証料の徴収方法）

第19条 保証料（次項の延滞保証料及び第3項の違約金を含む。以下この項及び第4項において同じ。）は、本協会の保証による貸付けを行った金融機関が、本協会の理事会の定める方法により、本協会に代わって被保証人から徴収するものとする。

ただし、保証料を分割して徴収する場合において、第2回以降は、本協会が直接徴収することを妨げない。

2 被保証人が被保証債務の弁済期限（割賦弁済の場合の各弁済期日を含む。以下同じ。）又は期限の利益を喪失した日において、なお債務の全部又は一部を履行しないときは、履行すべき金額

に対し弁済期限又は期限の利益を喪失した日の翌日から弁済の完了の日（本協会が代位弁済した場合は、代位弁済の日）までの日数に応じ、漁業近代化資金にあつては年4パーセント以内、沿岸漁業改善資金にあつては年4パーセント以内、一般資金にあつては年4パーセント以内で理事会で別に定める割合を乗じて得た額の延滞保証料を徴収するものとする。

- 3 保証料の納付を怠ったときは、納付期日後納付すべき金額に対し納付期日の翌日から納付完了の日までの日数に応じ年10.75パーセントの割合により計算した額の違約金を徴収するものとする。
- 4 金融機関が本協会に代わって徴収した保証料は、毎月末これを取りまとめ保証料送金通知書を添付して翌月10日までに本協会に送付するものとする。ただし、都合によりその都度これを送付することができる。
- 5 第2項の延滞保証料及び第3項の違約金は、特別の事情があると理事会が認めた場合は、その額を減免することができる。

（保証料の返戻）

第20条 本協会は、保証関係が成立した債務につき、借入条件（手形の割引の場合には、割引条件。以下同じ。）のうち保証した借入金（手形の割引の場合には、手形債務。以下同じ。）の額若しくは借入期間（手形の割引の場合には、手形の割引の日から手形の満期の日までの期間。以下同じ。）につき減少若しくは短縮の変更をしたとき又は保証した借入金（弁済条件（手形の割引の場合には支払条件）が割賦弁済の場合にあつてはその割賦金額）の全部若しくは一部の弁済（手形の割引の場合には、支払。以下同じ。）が償還期限（手形の割引の場合には支払期限、割賦弁済の場合にはその分割償還期限）前に行われたときは、その借入条件の変更前又は弁済前の保証関係に基づいて計算された保証料からその借入条件の変更又は弁済によって変更された保証関係に基づいて計算される保証料を控除した額を理事会の定めるところにより払い戻すことができるものとする。ただし、違算により徴収すべき額を超える額の納入があつたときは、その額を払い戻すものとする。

（奨励金）

第21条 本協会は、規約の定めるところにより、保証に係る借入金を弁済期限までに返納した被保証人に対し、奨励金を交付することができる。

（報告の徴収等）

第22条 本協会は、必要があると認めるときは、被保証人に対し、その業務及び財産の状況並びに債務の履行のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。

- 2 前項の場合において、被保証人は、同項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査若しくは書類若しくは帳簿の閲覧を拒んではならないものとする。

第23条 本協会は、必要に応じ、被保証人の被保証債務の弁済状況その他の事項について、金融機関から報告を求めることができる。

（金融機関の通知義務等）

第24条 金融機関は、常に被保証人に対する債権の保全に必要な注意を行い、債務の履行を困難とする事情を予見し又は知ったときは、遅滞なく、本協会に通知するものとする。

（被保証債権の取立て）

第25条 被保証人が被保証債務の弁済期限又は期限の利益を喪失した日において、なお債務の全部又は一部を履行していない場合には、金融機関は、本協会が保証していない債権の取立てと同じ方法をもって債権の取立てをするものとする。

（特別な費用の弁償）

第26条 本協会は、金融機関が被保証債務の取立てのため特別な費用を要したときは、その費用を弁償することができる。

（保証債務の弁済）

第27条 被保証人が弁済期限又は期限の利益を喪失した日から6月（カードローンの保証にあつては3月）を経た後なおその債務の全部又は一部を履行しない場合において、金融機関の請求のあったときは、本協会は、当該金融機関に対し、直ちに、保証債務を弁済するものとする。

2 金融機関の前項の請求は、代位弁済支払請求書に証ひょう書類を添えて、本協会に提出してこれを行うものとし、債務の弁済期限到来の日又は被保証人が期限の利益を喪失した日から5年を経過した日以後においては、これを行うことができないものとする。

3 本協会は、必要と認めたときは、第1項の期間を短縮することができる。この場合には、その旨を金融機関に通知するものとする。

（弁済義務の減免）

第28条 金融機関に対する既存の債務の全部又は一部を消滅させるためのものであることを知って保証による貸付けを行ったことが明らかになったときは、本協会は、当該保証債務の弁済の義務を免れることがある。

第29条 金融機関が故意又は重大な過失により、本協会の保証に係る債権の全部又は一部の弁済を受けることができなかつた場合においては、本協会は、当該金融機関が適当な措置をとれば弁済を受けることができたであろう限度において、弁済の義務を免れるものとする。

（求償権の取得）

第30条 本協会は、金融機関に保証債務を弁済したときは、その時において、当該被保証人に対し、その弁済した金額に相当する求償権を取得するものとする。

2 本協会は、代位弁済した日から代位弁済に要した費用及び求償権の残高につき、納付を完了する日までそれぞれの日数に応じ年10.75パーセントの割合により計算して得た額の違約金を徴収するものとする。

3 本協会は、特別の事情があると理事会が認めた場合は、前項の違約金につき、同項の割合を減じ、又はその額を免除することができる。

（求償権の行使方法）

第31条 本協会は、前条第1項の求償権を取得したときは、遅滞なく、その旨を当該債務者に通知するものとする。

第32条 本協会は、求償権について元本又は違約金の支払いを受けたときは、これを順次に費用、違約金及び元本に充当するものとする。ただし、特別の事情があると理事会が認めた場合は、まず元本に充当することができる。

（求償権の償却）

第33条 本協会は、第30条第1項の規定により取得した求償権が、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、理事会の承認を得て、その全部又は一部を償却することができる。この場合における償却のうち、被保証人から転貸を受けている中小漁業者等が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合に行われる償却については、被保証人が当該中小漁業者等に対して有する貸付金に係る債権を償却することを条件としなければならない。

- (1) 当該求償権に係る債務の債務者の破産手続開始の決定等の理由により、当該債務の全部又は一部の弁済の見込みがないと認められる場合
- (2) 当該求償権に係る債務の債務者が天災地変その他やむを得ない事情により著しい損害を受け、当該債務の全部又は一部の弁済の見込みがないと認められる場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、当該求償権に係る債務の弁済が著しく困難であると認められる場合

（特別出資）

第34条 本協会が金融機関に一般緊急融資資金（61年度以降の貸付けに係るものに限る。）又は借替緊急融資資金（緊急融資資金告示第9項、第10項、第12項及び第13項に規定する資金を除く。以下この条において同じ。）に係る保証債務の弁済をしたときは、当該金融機関から特別出資（特別出資に代わる交付金の支払いを含む。以下同じ。）を受けるものとする。

2 前項の特別出資の額は当該代位弁済額から特別出資をするときまでに求償権（代位弁済をした日以降の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。以下この条において同じ。）を行使して取得した額を控除して得た残額（以下「対象代弁残額」という。）に100分の10（57年度以降60年度までの間の借替緊急融資資金の貸付けに係るものにあつては当該金融機関の借替緊急融資資金の貸付けの日の属する年度の前年度末における累計事故率（当該金融機関の借替緊急融資資金につきその代位弁済額の累計額をその弁済額の累計額（漁業経営安定特別対策事業により償還猶予措置の適用を受けている金額を含む。）及びその代位弁済額の累計額を合計した額で除して得た数値とする。）が前年度末における漁業信用基金協会の全国累計事故率の平均値として水産庁長官が定める数値未満であるときは100分の5）を乗じて得た額とする。ただし、当該額を5万円で除して得た数値に小数点以下の端数があるとき

は、その端数金額を切り捨てるものとする。

- 3 59年度以降の借替緊急融資資金の貸付け及び61年度以降の一般緊急融資資金の貸付けに係る特別出資の額は、当該貸付けの日の属する年度の前年度末における累計事故率（当該金融機関の借替緊急融資資金につき59年度以降（一般緊急融資資金にあつては61年度以降）の貸付けに係る代位弁済額の累計額をその弁済額の累計額及びその代位弁済額の累計額を合計した額で除して得た数値とする。）が25.69パーセントを超えるときは、前項の規定にかかわらず、対象代弁済額に100分の15を乗じて得た額とする。ただし、当該額を5万円で除して得た数値に小数点以下の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 4 第1項の特別出資は、当該代位弁済の実施年度終了後遅滞なく行われるものとする。
- 5 特別出資をした後において、当該対象代弁済額に係る求償権の残高の全部又は一部が回収された場合にあつては、当該特別出資のうち回収された求償権の額に相応する部分の額は、当該回収のあった年度の翌年度以降に行われる特別出資の額の計算においては、第2項及び第3項により算出される額から控除することができるものとする。
- 6 本協会は、第1項の特別出資が資金の転貸又は他の金融機関との協調融資に係る保証債務に係る場合においては、同項の規定にかかわらず、同項に規定する金融機関及び当該転貸又は当該協調融資に係る他の金融機関からの申し出に基づき、同項の特別出資の一部を当該他の金融機関から受けることができるものとする。
- 7 前項の規定により特別出資の分担の申し出をする場合は、当該金融機関及び当該他の金融機関は連名で特別出資について分担をする旨及び分担割合を本協会に通知するものとする。

第3節 副保証業務

（基本契約）

第35条 本協会は、定款及びこの業務方法書に従って行う漁協等保証債務に係る保証業務（副保証業務）を運営するために必要な事項について、金融公庫及び受託漁協等とあらかじめ基本契約を締結するものとする。

（委託による保証）

第36条 本協会は、受託漁協等の委託によって漁協等保証債務に係る保証（以下この節において「保証」という。）をする。

（保証の申込み）

第37条 本協会に保証を委託しようとする受託漁協等は、副保証委託書に貸付資金に係る借入申込書等融資関係書類を添付して本協会に提出するものとする。

（保証の承諾及び保証契約の締結）

第38条 本協会は、前条の書類を受けたときは、速やかに審査し、必要があると認めるときは、受託漁協等を通じて貸付資金の借入申込みをした者（以下「借入者」という。）について実地に調査するものとする。

- 2 本協会は、前項の審査又は調査をしたときは、速やかに、保証の諾否を決定し、保証を承諾す

ることを決定したときは、受託漁協等に副保証承諾書を交付するものとし、保証を拒絶することを決定したときは、その旨を受託漁協等に通知するものとする。

- 3 前項の副保証承諾書の交付を受けた受託漁協等は、その承諾に係る資金を貸し付けようとするときは、その旨を本協会に通知するものとし、本協会は、その通知を受けたときは、直ちに債務保証書を金融公庫に交付するものとする。

第39条 金融公庫は、前条第3項の債務保証書の交付を受けてその保証に係る貸付けをしたときは、遅滞なく、本協会にその旨を報告するものとする。

（保証契約の変更）

第40条 受託漁協等は、保証に係る貸付資金に係る債務の弁済期限その他の事項を変更し、引き続き本協会の保証を受けようとするときは、副保証契約変更願書を本協会に提出するものとする。

第41条 本協会は、前条の書類を受けたときは、速やかに審査し、必要があると認められるときは、受託漁協等を通じて貸付資金の借入者について実地に調査するものとする。

- 2 本協会は、前項の審査又は調査をしたときは、速やかに、保証契約の変更の諾否を決定し、変更を承諾することを決定したときは、副保証契約変更書を金融公庫に交付し、かつ、受託漁協等に副保証契約変更承諾書を交付するものとし、変更を拒絶することを決定したときは、その旨を金融公庫及び受託漁協等に通知するものとする。

第42条 金融公庫は、前条第2項の副保証契約変更書の交付を受けて第40条の保証に係る貸付資金に係る債務の弁済期限その他の事項の変更を行ったときは、遅滞なく、本協会にその旨を報告するものとする。

（保証料）

第43条 保証料は、被保証債務の元本の残高につき年2パーセント以内で理事会で別に定める割合を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、保証料を一括して徴収する場合には、理事会で定めるところにより、前項の規定による保証料の額を割引くことができるものとする。

（保証料の徴収方法）

第44条 保証料（第2項の違約金を含む。）は、本協会の理事会の定める方法により、受託漁協等から徴収するものとする。

- 2 保証料の納付を怠ったときは、納付期日後納付すべき金額に対し納付期日の翌日から納付完了の日までの日数に応じ年10.75パーセントの割合により計算した額の違約金を徴収するものとする。
- 3 前項の違約金は、特別の事情があると理事会が認めた場合は、その額を減免することができる。

（保証料の返戻）

第45条 本協会は、保証関係が成立した債務につき、漁協等保証債務の保証に係る貸付資金の額若しくはその債務の履行の期間につき減少若しくは短縮の変更をしたとき又は保証に係る貸付資金（弁済条件が割賦弁済の場合にあつてはその割賦金額）の全部又は一部の弁済が償還期限前に行われたときは、その漁協等保証債務の変更又は弁済によって変更された保証条件に基づいて計算される保証料を控除して得た額を理事会の定めるところにより払い戻すことができるものとする。ただし、違算により徴収すべき額を超える額の納入があつたときは、その額を払い戻すものとする。

（借入者からの報告の徴収等）

第46条 本協会は、必要があると認めるときは、借入者に対し、その業務及び財産の状況並びに債務の履行のための措置について、受託漁協等を通じて報告を徴し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。

2 本協会が前項の報告の徴収又は書類若しくは帳簿の閲覧の必要があると認めるときは、受託漁協等は、速やかに本協会の指示に従うものとする。

3 第1項の場合において、借入者は、同項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は書類若しくは帳簿の閲覧を拒んではならないものとする。

第47条 受託漁協等は、常に借入者に対する債権の保全に必要な注意を行い、債務の履行を困難とする事情を予見し又は知つたときは、遅滞なく、本協会に通知するものとする。

（債務履行のためにとるべき措置の要請）

第48条 本協会は、受託漁協等に対し、借入者の債務の履行のためにとるべき措置について要請することができる。

（被保証債権の取立て）

第49条 借入者が、本協会の保証に係る貸付資金に係る弁済期限（割賦弁済の場合の各弁済期日に限る。）において、なおその債務の全部又は一部の履行をしない場合には、受託漁協等は、本協会が保証をしていない債権の取立てと同じ方法をもって債権の取立てをするものとする。

（保証債務の弁済）

第50条 本協会は、受託漁協等の漁協等保証債務に係る貸付資金の最後の弁済期限（業務委託契約に基づき貸付資金の各弁済期限ごとに漁協等保証債務を弁済すべき場合には、貸付資金の各弁済期限。）又は期限の利益を喪失した日を経た後なおその漁協等保証債務に係る貸付資金の債務の全部又は一部を履行しない場合において、金融公庫から保証債務の弁済の請求があつたときは、本協会と金融公庫との間で締結する副保証基本契約に基づきこれを弁済するものとする。

2 前項の請求は、金融公庫が代位弁済請求書を提出してこれを行うものとし、本協会と金融公庫との間で締結する副保証基本契約に定める弁済期日を経過した日以後においては、これを行うことができないものとする。ただし、本協会が特別の事由により必要があると認めるときは、この限りでない。

- 3 本協会は第1項の弁済金の支払事務を、金融公庫は同項の弁済の請求に係る事務を、それぞれ受託漁協等に委任するものとする。
- 4 協会の委任を受けた受託漁協等は、保証債務に係る弁済金の金融公庫への支払を行ったときは、遅滞なく、その旨を本協会に通知するものとする。

（保証債務の免責）

- 第51条 受託漁協等が故意又は重大な過失により、本協会の保証に係る債権の全部又は一部の弁済を受けることができなかつた場合においては、本協会は、当該受託漁協等が適当な措置をとれば弁済を受けることができたであろう限度において、弁済の義務を免れるものとする。
- 2 業務委託契約に基づき受託漁協等が金融公庫に損害賠償の責に任ずることとなった場合には、本協会は、当該貸付資金に係る保証債務の全部又は一部の弁済の義務を免れるものとする。

（求償権の取得）

- 第52条 本協会は、金融公庫に保証債務を弁済したときは、その時において、受託漁協等に対し、その弁済した金額に相当する求償権を取得するものとする。
- 2 本協会が金融公庫に保証債務を弁済したときは、前項の受託漁協等は、当該保証債務に係る借入者に対して、本協会が弁済した金額に相当する求償権を取得するものとする。
 - 3 本協会は、第1項の求償権の残高につき、保証債務を弁済した日からその納付を完了する日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合により計算した額の違約金を徴収するものとする。
 - 4 本協会は、特別の事情があると理事会が認めた場合、前項の違約金の利率を減じ又はその額を免除することができる。

（求償権の行使方法等）

- 第53条 本協会が取得した前条第1項の求償権の行使方法は、同条第2項の求償権の行使方法に準ずるものとする。ただし、受託漁協等の求償権の行使方法が適切でないとき本協会が認めた場合は、この限りでない。
- 2 受託漁協等は、前条第2項の求償権の行使については、受託漁協等が金融公庫に対し直接漁協等保証債務を弁済して取得した求償権の行使と同様の措置を講じなければならない。

（求償権に係る回収金の措置）

- 第54条 受託漁協等は、第52条第2項の規定により取得した求償権に基づき回収を行ったときは、その回収金のうち、業務委託契約第6条第2項に基づき金融公庫に支払うべき金額以外の金額に本協会と受託漁協等との間で締結する副保証委託基本契約に定める割合を乗じて得た額を、本協会が受託漁協等に対して保有する求償権の弁済に充てなければならない。
- 2 前項の債務の弁済は、本協会が定めた期日までに納付するものとし、納付が遅延したときは、前項の回収金の額に年10.75パーセントの割合により計算した額の違約金を徴収するものとする。

- 第55条 本協会は、第52条第1項の求償権について元本又は違約金の支払いを受けたときは、

これを順次に元本及び違約金に充当するものとする。

（求償権の償却）

第56条 受託漁協等は、第52条第2項の求償権の全部又は一部を償却しようとするときは、あらかじめ本協会と協議を行わなければならない。

2 本協会は、前項の協議を受けたときは、同項の協議に係る求償権が、第33条各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、理事会の承認を得て、同意することができる。

3 本協会は、受託漁協等が前2項の規定により求償権を償却したときは、当該求償権に相当する本協会の求償権を償却するものとする。

（求償権償却後における回収金の措置）

第57条 この協会及び受託漁協等がその求償権を償却した後に、受託漁協等が当該求償権に係る回収を行ったときは、第54条第1項の規定に準じて処理するものとする。

第4節 保証保険の付保

（保証保険の付保）

第58条 本協会の行う保証については、法第69条第2項に規定する保険契約にあつては、協会が調査のうえ、付保すべきものを決定し、保証保険（法第3章第1節の規定による保険をいう。）に付保するものとする。

第59条 本協会は、その保証による貸付けを行った金融機関から請求のあったときは、保証保険通知書（変更通知書を含む。）の写を当該金融機関に交付するものとする。

第2章 金融機関に対する資金の供給

（基本契約）

第60条 本協会は、定款及びこの業務方法書に従って行う法第4条第1項第3号に掲げる資金の供給業務を運営するために必要な事項について、金融機関とあらかじめ基本契約を締結するものとする。

（供給の条件）

第61条 本協会が金融機関へ資金を供給する場合の条件は、次に掲げるとおりとする。

（1）供給方法 預（貯）金（金融機関が水産業協同組合法第11条第1項第3号の事業のみを行う漁業協同組合である場合にあっては、貸付けの方法）

（2）利率 年1%

ただし、資金供給予定日の14日前の日の時点で日本銀行の「時系列統計データ検索サイト」で公表されている「預金種別店頭表示金利の平均年利率等」における「定期預金／預入金額3百万円以上1千万円未満／1年」に掲げる直近月の利率が1%未満の場合は、当該利率

(3) 期 限 1年以内

(報告の徴収)

第62条 本協会は、必要に応じ、漁業経営改善促進資金に係る貸付状況その他の事項について金融機関から報告を求めることができる。

第3章 基金等の管理方法

(基金の管理)

第63条 本協会の基金は、次の方法により管理する。

- (1) 農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合（中小漁業融資保証法施行令（昭和28年政令第16号）第6条で定める基準に達しない漁業協同組合を除く）、銀行又は信用金庫への預金
- (2) 国債証券、地方債証券又は農林債その他特別の法律により法人の発行する債券の保有
- (3) 銀行への金銭信託（元本補てん契約のあるものに限る。）、貸付信託若しくは公社債投資信託の受益証券又は社債券の保有

2 本協会が前項第3号に掲げる方法によって管理する基金の額は、基金総額の5分の1を超えてはならないものとする。

(資金の管理)

第64条 本協会は、法第43条の2第1項の資金を第1条各号に掲げる金融機関への預金又は前条第1項第2号若しくは第3号の方法により管理する。

第65条 本協会は、法第43条の3第1項の金銭を金融機関への預金の方法により管理する。

(余裕金の管理)

第66条 本協会の余裕金（第63条の基金、第64条の資金及び前条の金銭に係るものを除く。）は、第64条の資金と同様の方法により管理する。

第4章 雑 則

(業務の委託)

第67条 本協会は、必要であると認めるときは、その業務（債務の保証の決定及び資金の供給の決定を除く。）の一部を次に掲げる者に委託することができる。ただし、第1号又は第4号に掲げる者に委託することができる業務は、保証債務の弁済により取得した求償権の行使（違約金の徴収を含む。）に関するものに限る。

- (1) 漁業協同組合及び水産加工業協同組合（金融機関に該当するものを除く。）
- (2) 漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会
- (3) 金融機関
- (4) 前3号に掲げる者のほか、本協会が適当と認める者

（資料の保存）

第68条 本協会が保証料及び準備金その他の計算のため用いた資料はその事業年度経過後5年間保存するものとする。

附 則

この業務方法書は、合併の登記の日から施行する。

附 則（平成29年8月18日 金監第2029号、農林水産省指令29水漁第567号）

この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（令和元年8月5日 金監督第2744号、農林水産省指令元水漁第440号）

この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（令和4年8月9日 金監督第2028号、農林水産省指令4水漁第588号）

この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（令和5年7月24日 金監督第1967号、農林水産省指令5水漁第504号）

この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（令和6年8月9日 金監督第2288号、農林水産省指令6水漁第577号）

この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。